

11月5日(水) 緊急地震速報の情報伝達訓練

全国瞬時警報システム(J-ALERT)を用いた緊急地震速報を受信した際の行動訓練を実施します。

国からの緊急情報を受信し、市の防災行政無線から次の日程と内容で訓練放送が流れます。大地震を想定して、丈夫なテーブルの下に隠れる等、身の安全を図る行動をしましょう。

▽日時 11月5日(水) 午前10時

▽内容 「(チャイム)こちらは八幡市です。ただいまから訓練放送を行います。(緊急地震速報チャイム音)緊急地震速報。大地震です。これは訓練放送です。」

市防災行政無線から放送

11月28日(金) 試験放送を実施

全国瞬時警報システムとの連携を確認するため、防災行政無線の試験放送を実施します。

市の防災行政無線から次の日程と内容で試験放送が流れます。

▽日時 11月28日(金) 午前11時

▽内容 「(チャイム)これはテストです。こちらは八幡市です。(チャイム)」

聞き取りにくい場合は...

次の電話番号に電話をかけること、放送内容を確認していただけます。

☎982・2484

☎982・2485

市ホームページにも、放送内容を掲載しますので、ご利用ください。

◆問い合わせ 防災安全課

二次募集します

防災ラジオの有償配布



9月に募集し、有償配布した防災ラジオの二次募集を行います。

防災ラジオは、AM・FM放送の他に、防災行政無線(屋外の拡声器)の放送を受信することができ、台風の接近などで戸戸を閉めていても、市からの情報を知ることが出来ます。

※設置場所やお住まいの地域によっては、電波が入りにくい場合や受信できない場合があります。

▽仕様 横幅200mm×奥行き96mm×高さ87mm、ACアダプター、単3電池3本、LEDライト・イヤホンジャック付

▽対象 市内在住者または市内事業所

▽負担金 1台1千円(事業所は8千800円)

※1世帯1台、1事業所1台に限る。

▽申請受付 11月4日(火)から先着順で受け付けます。必ず身分証明書、負担金、印鑑を持参し、防災安全課の窓口へ。負担金と引き換えに、防災ラジオをお渡しします。

◆問い合わせ 防災安全課

国保の届け出は14日以内に

私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、国民健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(組合健保)、共済組合などの健康保険があります。国民健康保険(国保)は、これらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などの扶養(同居)していなくても加入できる場合(あり)に加入している場合、それまで加入していた健康

保険の任意継続の保険に加入されない場合は、国保に加入することになります。就職や退職、転入や転出などに伴って国保の加入や脱退の手続きが必要になった場合は、必ず14日以内に国保医療課に届け出てください。

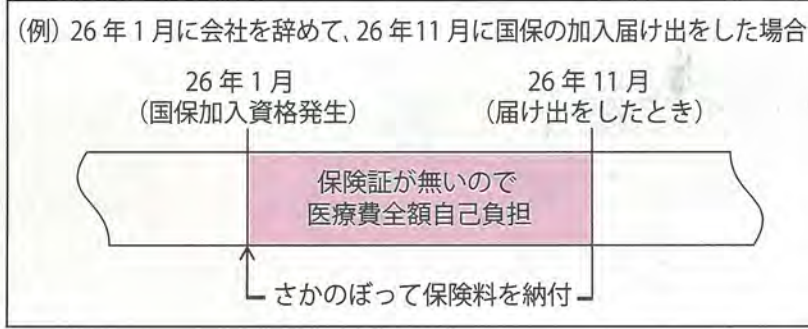
加入手続きが遅れると

届けてしまった日からではなく、国保の加入資格

こんなときは14日以内に国保医療課へ	届け出に必要なもの	
加入の手続き	1. 八幡市に転入したとき 2. 子どもが生まれたとき 3. 他の健康保険等を脱退したとき 4. 生活保護が廃止されたとき	印かん、転出証明書 印かん、国民健康保険証、母子健康手帳 印かん、健康保険等の脱退証明書 印かん、保護廃止決定通知書
脱退の手続き	1. 八幡市から転出するとき 2. 家族が死亡したとき 3. 他の健康保険等に加入したとき 4. 生活保護を受けるようになったとき	印かん、国民健康保険証 印かん、国民健康保険証、死亡を証明するもの 印かん、国民健康保険証、新しい健康保険証 印かん、国民健康保険証、保護開始決定通知書
その他の手続き	1. 退職者医療制度に該当したとき 2. 市内での転居、氏名変更、世帯主変更 3. 保険証の紛失や汚れて使えなくなったとき 4. 修学のため、家族が他の市町村に住むとき	印かん、国民健康保険証、年金証書 印かん、国民健康保険証 印かん、国民健康保険証または本人確認ができるもの 印かん、国民健康保険証、在学証明書

※届け出をする時に本人確認を求めることがあります。免許証等、本人確認ができるものを持参してください。代理人は、委任状と本人確認ができるものがが必要です。

が発生した月までさかのぼって保険料を納めなければなりません(遡及制度)。また、その間の医療費は全額自己負担となります。



バリアフリー改修で固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を減額します。減額範囲は、改修した家屋の固定資産税額(床面積100㎡までを限度)の3分の1相当額です。

〈減額の要件〉

▽住宅と居住者 平成19年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)で、次のいずれかの人が居住する住宅①65歳以上の人(改修工事が完了した翌年1月1日現在)②申請時に要介護認定または要支援認定を受けている人または障がい者

▽改修工事 平成28年3月31日までに、次の①②③のバリアフリー改修工事を行い、補助金等を除く自己負担金が50万円を超える工事。①廊下の拡幅②階段の

こう配の緩和③浴室の改良④トイレの改修⑤手すりの取り付け⑥床の段差解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め

〈手続き〉

改修工事後3カ月以内に工事明細書や工事箇所の写真等の工事内容・工事費用がわかる書類と居住要件を満たすことを示す書類等を添付して申請してください。(必要に応じて現地確認を実施)

※新築住宅に対する軽減または住宅耐震改修軽減を受けている場合は、適用されません。バリアフリー改修と耐震改修を同時に実施し、その改修が減額要件に適合する場合、両制度とも軽減(それぞれ)の申請が必要)が受けられます。

◆問い合わせ 課税課

市税は納期限内に納付を

固定資産税(第4期分)の納期限は12月1日(月)

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。納期限内に取扱金融機関またはコンビニなどで納付してください。納期限が過ぎた場合は、督促状が送付され、徴収権限が「京都府地方税機構」に移ります。

口座振替のご利用を

■申し込み 口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合があります)または納税課で行うことができます(ゆうちょ銀行の場合は納税課では受け付けできません)。11月14日(金)までに手続きをされると、



市・府民税(第4期分)から振替をします。11月17日(月)以降に手続きされた場合は、全税目とも来年度分からの振替となります。なお、振替は各納税義務者の税目単位で行いますが、軽自動車税は複数所有されている場合には全てを振替します。

◆問い合わせ 納税課